

4 京都府の浄化槽

4-1 浄化槽事業

(1) 浄化槽事業のあらまし

浄化槽事業は、人家が散在している地域に適した個別污水处理施設として、下水道や農業集落排水等の集合処理が非効率となる地域において、生活排水を効率よく処理し、地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的として、市町村や個人が整備を行っている（※1, 2）。浄化槽は、集合処理と比べ、設置を希望する人が短期間で設置できるという特徴を有している。

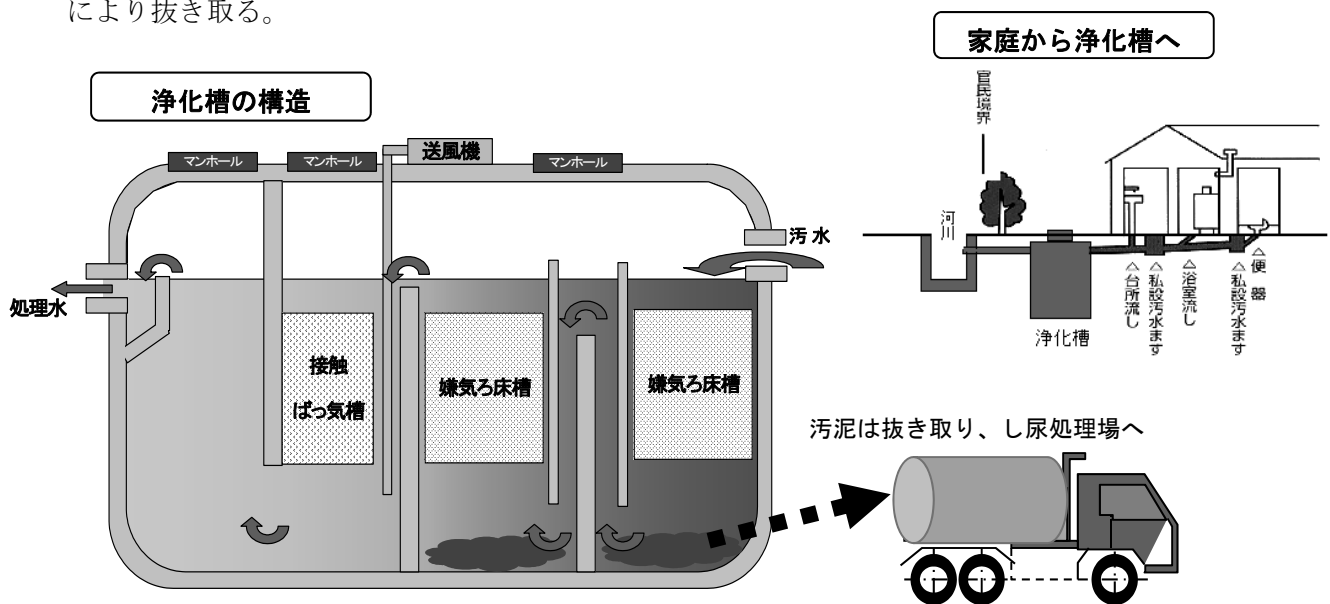
府内では、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町の5市町が事業主体となって浄化槽整備を進めるとともに、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町の19市町村が浄化槽整備に係る補助事業を実施しており、処理人口は約6万人に達している。

※ 浄化槽は基本的に個人が設置するものであるが、一般廃棄物である生活排水の処理については、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく責任を有しており、市町村が策定した生活排水処理基本計画に基づき整備が進められている。

市町村が行う整備事業には、個人が設置する浄化槽の設置工事費に市町村が補助金を交付し、設置後は個人が管理する「個人設置事業」、市町村が設置・管理を行い、個人から分担金と使用料を徴収する「市町村設置事業」がある。

(2) 浄化槽のしくみ

浄化槽とは、家庭の台所・トイレ・風呂等から排出される汚水を微生物の働きにより処理し、きれいな水にして側溝や河川等に放流するための施設である。汚泥は浄化槽の中に留まるため、清掃により抜き取る。



浄化槽本体

※嫌気ろ床槽：汚水中の固形物を分離・除去するほか、嫌気性（酸素を必要としない）微生物により汚水中の有機物を分解する。

※接触ばっ気槽：嫌気ろ床槽を通った汚水に空気を送り、好気性（酸素を必要とする）微生物により汚水中の有機物を更に分解する。



(3) 浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するため、適正な維持管理を怠ると処理機能が低下し、汚水の流出や悪臭の発生等の原因となる。よって、浄化槽管理者には、浄化槽法により清掃及び保守点検の実施並びに法定検査の受検の3つの義務が課されている。

福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町の6市町は、維持管理費に対する補助制度を有しており、適正な維持管理を推進している。

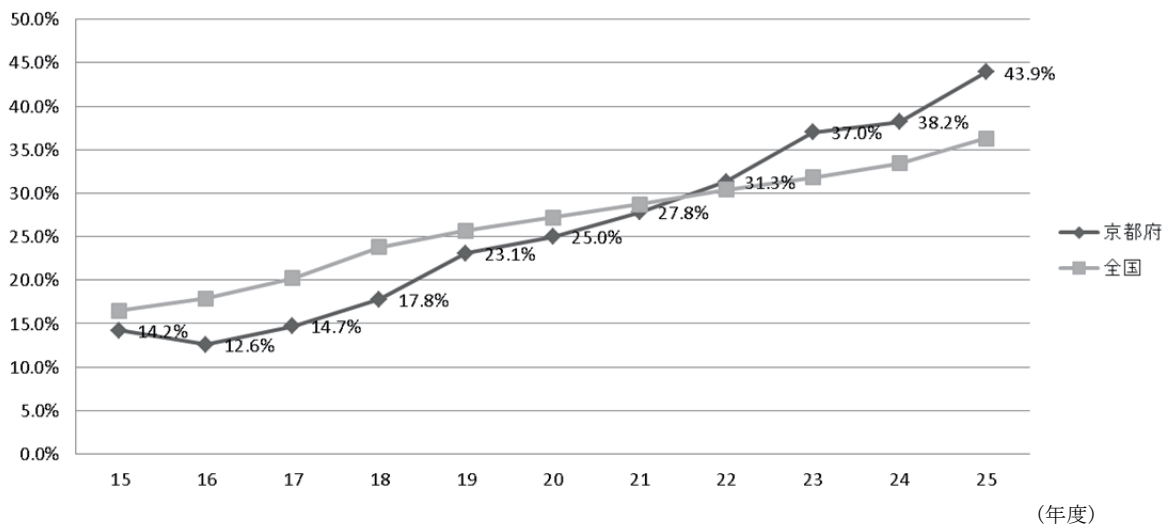
区分	浄化槽法	内 容	時期	実施業者	指導権限
清掃	第10条	バキューム車による汚泥 抜き取り等	1回/年 以上	清掃業者（市町村が許可）	市町村※1
保守点検	第10条	本体や付属部品の点検と 調整、消毒剤の補充等	1回/4箇月 (一般家庭用浄化槽)	保守点検業者（府が登録）	市町村※1
法定検査	第7条	設置後の浄化槽が正しく 機能しているか確認する ための水質検査	設置時（使用開始 後4～8箇月内）	指定検査機関（府が指定） 一般社団法人 京都微生物研究所 公益社団法人 京都保健衛生協会	都道府県 ※2
	第11条	清掃及び保守点検が適正 に行われていることを確 認するための水質検査	1回/年		福知山市 舞鶴市 久御山町 伊根町 与謝野町 ※3

※1 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年4月施行）により、府から市町村へ権限移譲

※2 浄化槽法改正（平成18年2月施行）により追加

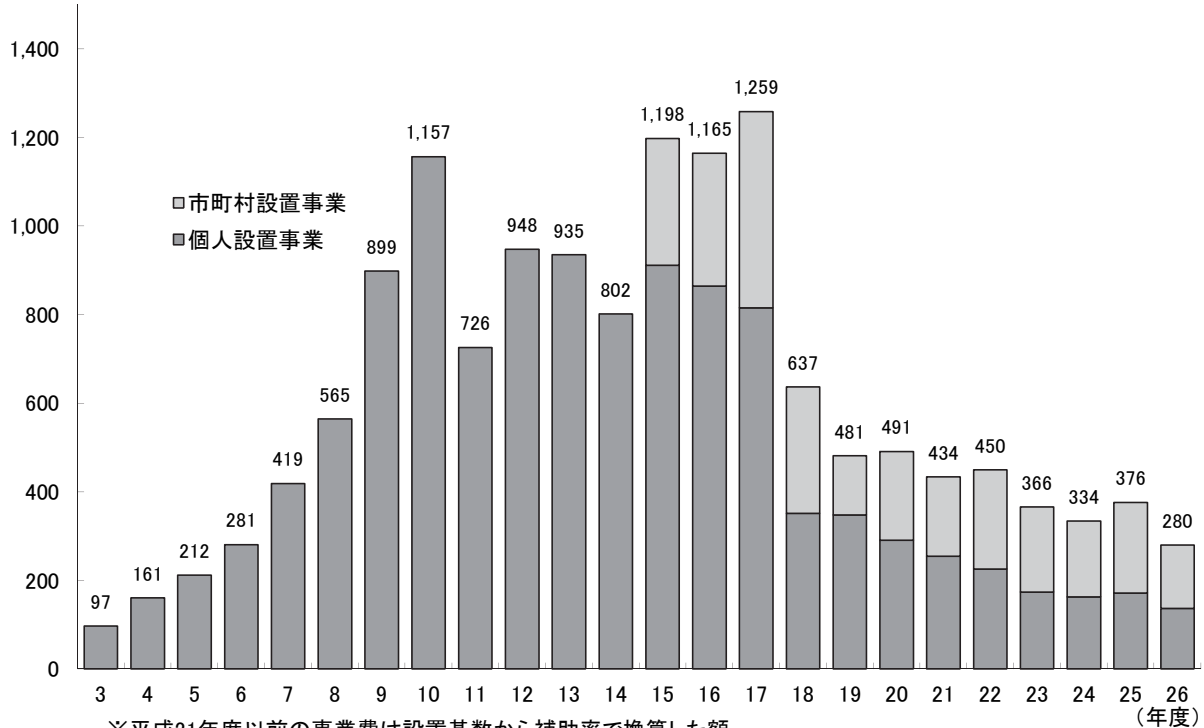
※3 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成27年4月施行）により、府から一部の市町村へ権限移譲

(4) 浄化槽法定検査受検率の推移



(5) 浄化槽事業費の推移

(百万円)



※平成21年度以前の事業費は設置基数から補助率で換算した額

※平成22年度の事業費は補助基本額(決算額)から換算した額

※個人設置事業は平成元年度から実施、市町村設置事業は平成15年度から実施

※京都市除く

(6) 浄化槽事業における設置基数の推移

年度 市町村名	個人設置事業													市町村設置事業											合計			
	着手 年度	～14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	～16	17	18	19	20	21	22	23	24		25	26	計
京都市	元	634	57	100	22	22	19	27	23	22	17	14	19	14	990													990
福知山市	元	913	80	93	54	26	27	21	15	11	13	12	14	14	1,293													1,293
舞鶴市	8	612	121	84	62	45	33	39	17	12	2	1		1	1,029		70	28	22	50	47	60	41	37	41	24	420	1,449
綾部市	8	706	182	213	117	119	33	21	22	19	13	7	14	9	1,475	373	203	178	124	89	77	63	57	45	69	40	1,318	2,793
宇治市	9	495	60	60	50	36	32	17	15	19	11	11	5	5	816													816
宮津市	11	146	31	31	21	23	20	19	35	29	28	38	33	24	478													478
亀岡市	3	125	17	12	88	71	51	8	14	12	8	9	16	23	454													454
城陽市	9	116	6	1											123													123
京丹後市	元	1,116	128	94	101	65	60	45	45	32	28	10	9	13	1,746	62	31	21	22	57	32	79	87	85	90	68	634	2,380
南丹市	元	855	51	33	22	17	19	28	15	10	7	11	3	5	1,076													1,076
木津川市	11	153	43	33	22	38	26	33	21	19	18	16	29	19	470													470
井手町	21	0							1	1		1			3													3
宇治田原町	6	180	25	9	5	5	7	4	3	3	1	1	4	1	248	22	19	1	4	4	2						52	300
笠置町	7	95	12	9	10	3	7	4	2	6	2	2	3	3	158													158
和東町	8	124	15	12	13	11	8	9	7	9	9	5	5	4	231													231
南山城村	9	117	16	17	17	19	13	17	15	13	14	11	9	6	284													284
京丹波町	元	904	40	33	33	37	34	15	21	21	19	21	20	15	1,213	134	25	26	13	11	9	10	7	2	1	1	239	1,452
伊根町	3	46	3	4	3	1	3	5	3	4	1	5	4	2	84													84
与謝野町	3	62	5	4	5	1	1	3	4	2	3	1	5	2	98													98
合計		7,399	892	842	645	539	393	315	278	244	194	176	192	160	12,269	591	348	254	185	211	167	212	192	169	201	133	2,663	14,932

(7) 市町村設置事業における分担金・使用料

(平成27年4月1日現在)

市町名	分担金		使用料			
	金額	施行年月日	金額	施行年月日		
舞鶴市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:換算戸数を乗ずる	H17.3.30	5～10人槽 4,572円/月 11人槽以上：換算戸数を乗ずる 換算戸数：11人槽から20人槽まで(換算2戸) 21人槽から30人槽まで(換算3戸) 31人槽以上(別途協議する)		H26.4.1	
綾部市	5～10人槽：400,000円/戸 11人槽以上:事業費の40%	H14.12.26	一般家庭・学校等	使用人数により算定 1人:1,160円/月 2人:2,320円/月 3人:3,190円/月 4人:3,670円/月 5人以上3,670円/月+480円/月/人×人数	H26.4.1	
			その他	集会所		1,160円/月
				公民館		3,190円/月
				理容店、美容院		3,670円/月
飲食店	仕出し業のみ	4,150円/月				
	その他	5,110円/月				
京丹後市	270,000円/戸	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金5m ³ まで：711円/月 超過料金(1m ³ につき) 6m ³ ～50m ³ ：147円/月 51m ³ ～100m ³ ：152円/月 100m ³ を超える分：163円/月	H26.4.1	
宇治田原町	5人槽:160,000円/戸 7人槽:180,000円/戸 10人槽:200,000円/戸	H16.4.1	下水道使用料に準ずる	基本料金10m ³ まで：1,143円/月 超過料金(1m ³ につき) 11m ³ ～20m ³ ：119円/月 21m ³ ～30m ³ ：123円/月 31m ³ ～50m ³ ：128円/月 51m ³ ～100m ³ ：138円/月 100m ³ ～：142円/月	H27.4.1	
京丹波町	平成27年度から市町村設置事業を廃止		基本料金	排水量 使用料 ～10m ³ まで：2,800円/月 11～20m ³ ：100円/月 21～30m ³ ：120円/月 31～40m ³ ：140円/月 41～60m ³ ：160円/月 61m ³ ～：180円/月	H26.4.1	
			1m ³ 当たりの超過料金			

注) 使用料は、消費税抜き価格である。
 受益者負担金は、課税対象外である。